宿泊行事における自己負担の解消に関する項目

危機的な財政状況の中で教員の方にも我慢をお願いするという立場から、平成２０年８月に旅費条例の一部改正を行い、旅行雑費・日当の廃止及び宿泊料の食事代相当額の減額が実施されたところ。

　この改正は、教員はもとより警察官他すべての職員に適用されているものであるから要望にお応えすることは困難。

　休養室の整備に関する項目

府立学校における休養室の設置について、府教育委員会としては、その状況を把握するとともに、未設置の学校に対して、男女別休養室の設置について働きかけているところ。

　今後とも、各学校の休養室の設置状況を把握し、その設置について働きかけていきたい。

　特別休暇の拡充に関する項目

特別休暇については、より府民の理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成２２年度から実施しているところであり、その他の休暇の拡充や新設は困難。

　妊娠中の体育実技軽減措置に関する項目

妊娠中の体育実技担当教員の実技時間の軽減措置については、支援学校に勤務する女性教員の母性保護を図るため、これまでもその内容については、必要に応じて改善に努めており、17週間を限度として措置していたものを、平成20年度からは、妊娠判明時から産休に入るまで措置することとしたところ。

一方、腰痛に対する体育実技等担当時間の軽減措置については、検診の結果、B2又はCと判定された教員のうち、体育実技等担当時間の軽減を受けようとする教員が、同一校に２名以上ある場合に、当該教員のそれぞれの検診日から11週間以内の期間が重複する期間を限度として必要な非常勤時間数を予算の範囲内で措置することとしているところであり、これら非常勤講師の配置については、今後も、校長・准校長と協力し、学校運営に支障が生じないよう必要な措置を講じていく。

　なお、代替教員の配置については、府教育委員会における講師登録者の中から行っているところですが、これまで、講師登録者を確保するため、府や市町村関係施設、ハローワークなどにおいて、講師募集のポスターの掲示やチラシの配布、教員養成課程を有する大学に対する学生への周知の依頼や大学に出向いての登録受付、教員採用選考テスト会場でのＰＲなど、様々な対策を継続的に行ってきたところ。

　今後とも、これらの手立てを講じることで、すみやかな代替職員の確保に努めていく。

　知的障がいと肢体不自由児童生徒が混在することによる業務増の軽減に関する項目

支援学校の教職員の配置については、法令に基づき、学級数等に応じて配置するほか、障がいの重度重複化への対応や障がいの種別に応じた訓練指導などの課題に対応するという観点から、各校の実情や取り組みに応じて、国の定数を活用し加配を行っているところ。

　今後とも、支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していく中で適正な教員配置に努めていく。

　養護教諭を複数配置するなど、負担軽減に関する項目

養護教諭の配置につきましては、これまでも、国の定数を活用し、各学校の実情を考慮しながら、複数配置に努めてきたところ。

平成22年4月に開校した分校においては、標準法では高等部の分校には配置がない養護教諭について、児童・生徒数等を考慮し配置したところ。

　また、平成26年度当初においても、児童・生徒数の増加などを考慮し複数配置としておりますので、財政状況が厳しい中、さらなる府の単独事業としての養護教諭の増員については困難。

　在籍生徒数増大に伴う給食調理業務の負担増に関する項目

府立支援学校の給食調理業務については、順次、民間委託化することから、給食調理員の退職あと補充等については、委託状況を踏まえ、他校からの人事異動または、非常勤職員を措置することにより対応してきたところ。

　今後とも、学校の実情を踏まえ、適切に対応していく。

　人事異動の基準に関する項目

教員の人事異動については、平成19年度当初人事より異動基準を改訂し、異動の対象は現任校に４年以上勤務する者としている。

また、平成26年度府立学校教員人事取扱要領から、新規採用後１校目の教員については、「原則６年までに計画的に異動を図る。ただし、教育委員会が必要かつ相当と認める場合は６年を超えて在籍させることがある。」としている。

人事異動を進めるにあたりましては、各学校の状況、教員の専門性等を考慮しながら、適切に対処していきたい。